

# 公開質問状 (確認と追加)

2014(平成26年)6月6日

佐世保市長 朝長 則男 殿

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会		
	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表	篠崎 正人
石木川の清流とホタルを守る市民の会		
	事務局長	田代 圭介

1 私たちは、本年5月23日、川原地区に居住する地権者に直接会いたいという市長の要望を受け、地権者宅に個別訪問された市長のお考えを確認すると共に私たちがこれまで市長宛に提出してきた公開質問状に対する市長のお考えをお尋ねすべく貴市水道局に足を運びました。

市長はその説明会に出席されませんでした。私たちはこれまでの説明会において私たちと佐世保市との間で以下の点を確認できたと認識しております。

(1) 貴市が地権者に対して石木ダム事業に対する理解を得るためには、石木ダム建設が必要であるとの貴市の結論ではなく、石木ダム建設が必要であるとの結論を導く個々の事実、すなわち、公開質問状におけ

る個々の質問について回答をしていただく必要があること

- (2) その回答は、口頭ではなく、事前に書面にいただくことが貴市の見解を説明しやすくなると共に、私たちも貴市の見解を理解しやすくなること、
- (3) 私たちが、貴市が石木ダム事業のために収集・作成した資料の全てを持っているわけではないこと
- (4) そもそも、貴市が当事者として説明責任を負う事項に関する質問である以上、説明すべき主体である貴市が積極的に資料を開示した上、（貴市によれば）私たちの誤解を解かなければならないのであって、説明をしない上に、資料は情報公開条例に基づき請求することを求める貴市の姿勢は説明責任を負うものの姿勢として本質的に誤っていること。
- (5) 仮に資料の開示それ自体は情報公開請求によるとしても、その請求には貴市が主張されている事実が、いかなる資料の、どの部分に記載されているかの特定が必要不可欠であるから、貴市は、資料の開示の可否とは無関係に、公開質問状中特定を求められている資料を特定すべき責任を地権者、佐世保市民及び長崎県民に対して負っていること。
- (6) 貴市の需要予測中の平成17年度及び平成19年度の原単位について、「激減」という言葉を用いて説明しているが、貴市自身も「数値が激しく減少しておらず、むしろ横ばいの状態であった」ことは認識していたこと。
- (7) 貴市の需要予測中の原単位推移について、「湧水時のみが減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している」との説明をしているが、貴市自身も「客観的には減少傾向であった」ことは認識していること。
- (8) 平成25年度の需要予測についてコンサル会社に需要予測分析を

発注したが、その際「佐世保市の特殊事情」を考慮するように求めたこと

(9) 貴市は、「佐世保市民が我慢をしており一般的な受忍限界を超えている」と分析したが、その明確な根拠は存在しないこと。

(10) 井戸水を生活用水として利用している市民の数は原単位に影響を与える事情であるところ、貴市がその点について調査をしていないこと。

2 私たちが前回までの貴市との説明会において確認した事項は以上です。

そこで、以上の回答を踏まえて、改めて、以下の通り、追加の質問をさせていただきます。

(1) 平成25年需要予測について、コンサル会社に発注したということですが、委託を受けたコンサル会社の会社名・所在地をご教示ください。

(2) 貴市が、当該コンサル会社を選択するに至った過程（入札、任意契約等）をご教示ください。

(3) 貴市が、当該コンサル会社に需要予測依頼をした時期をご教示ください。

(4) 貴市が、当該コンサル会社に需要予測依頼をした時点において、同社に提出した資料一切をご教示ください。

(5) 貴市が、当該コンサル会社に需要予測依頼をした時点より後において、貴市から同社に提供した資料一切をご教示ください。

(6) 貴市が、当該コンサル会社から受領した文書一切をご開示ください。

(7) 貴市担当者と当該コンサル会社職員との間で行われた打ち合わせの全てについて、日時、場所、参加者、協議内容をご教示ください。

3 重ねて述べてきたとおり、貴市は、当事者として、地権者、佐世保市民及び長崎県民に、貴市の認識（重ねて申し上げますが、貴市の結論ではなく、貴市が結論を出すに至った過程の事実）を説明すべき責任を負っております。

そこで、本書面を含むこれまでの公開質問状に対する個々の回答及び資料の特定（本質的には特定だけでなく開示すべき責任を負うことは先に述べたとおりです。）を書面においてご回答いただくことを強く求めます。

その回答書を平成26年6月20日までに（消印有効）、下記連絡先までお送り下さい。

なお、市長にこうばる公民館にお越しいただき、私たちに対して、貴市の回答をご説明頂く日時については、追って連絡致します。

## 記

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG.4階

黒崎合同法律事務所

弁護士 平山博久

TEL 093-642-2868

FAX 093-642-2856

以上